下水道一時使用申請書　提出書類一覧と注意事項

※以下の内容を必ずご確認のうえ，申請してください。

■ **水道メーターを介さず，一時的に下水道へ排水する場合は，事前に下水道の使用申請が必要です。**

（例：工事現場における湧水等の排水　イベント等において水道水以外の液体を下水道へ排水する場合等）

■ 水道水以外の水を継続的に排水する場合は，別途手続きが必要ですので，下記お問い合わせにご連絡ください。

■ 下水道への排出の際は，調布市下水道条例第10条（下水の排除の制限）調布市下水道条例施行規則23条（下水の排除の制限の特例）をご確認のうえ遵守してください。

①下水道一時使用申請（開始時）

	書類名称	備考
1	下水道一時使用申請書	
2	案内図	
3	平面図	メータの位置及び排水先を示してください。
4	作業工程表	全体の作業工程の中で，一時使用の期間を明示してください。
5	私設メータ写真	有効期限及び初期値が分かるように写してください。

注意事項

・一時使用を開始する２週間前までにご提出ください。

・必要に応じて，上記に追加して書類を提出していただく場合がありますので，ご了承ください。

・本申請承認（一時使用承認）後に「下水道一時使用承認（不承認）通知書」をお渡しいたします。

②下水道一時使用排出量申告書（２ヶ月に一度）

	書類名称	備考
1	下水道一時使用排出量申告書	
2	私設メータ写真	検針期間開始時，終了時の2枚の写真を添付してください。

注意事項

・下水道一時使用承認後にお伝えする検針日を基準に，２ヶ月に一度，遅滞なくご報告ください。

・一時使用の用件が終了し，最後の一時使用排出量申告となる場合は，検針日を待たずに「下水道一時使用排出量申告書」と下記③「下水道一時使用廃止届」をご提出ください。

③下水道一時使用廃止届（終了時）

	書類名称	備考
1	下水道一時使用廃止届	
2	一時使用の累計排出量がわかるもの	一時使用期間内の下水道一時使用排出量申告書の写し，もしくは月ごとの排出量をまとめたもの

注意事項

・本申請承認（廃止確認）後に「下水道一時使用廃止確認書」をお渡しいたします。

お問い合わせ
調布市環境部下水道課経営係
電話　０４２－４８１－７２２８・７２３１
メールアドレス　gesui@city.chofu.lg.jp